

財団法人恵和会寄附行為

大正15年 5月12日制定
昭和32年 8月 1日改正
昭和37年 2月 1日改正
昭和40年 5月 6日改正
昭和43年 7月18日改正
昭和51年 1月19日改正
昭和56年 2月 5日改正
昭和59年 6月28日改正
平成11年 6月16日改正
平成13年 1月 1日改正
平成16年12月17日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人恵和会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を熊本市本荘1丁目1番1号熊本大学医学部附属病院内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、熊本大学医学部附属病院の患者に慰安と援助を行い、併せて、職員及び学生の学事研修に便宜を与えるとともに、医学の研究を助成し、もって医学の振興と文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 患者の慰安、援助、医学研究の奨励及び助成
- 二 職員及び学生に対する学事研修の奨励及び福利厚生
- 三 入院療養に必要な諸施設の便宜の供与
- 四 その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次の通りである。

- 一 この法人設立の際有志より受けた寄附金3千円
- 二 熊本大学医学部職員有志一同よりの寄附金233万96円
- 三 資産から生ずる果実
- 四 事業に伴う収入
- 五 寄附金品

六 その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄附金品であって、寄附者の指定のあるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、確実な有価証券又は不動産を購入するか、又は確実な信託銀行に信託するか、若しくは定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けてその一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会及び評議員会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見をつけて理事会の承認を受け、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第13条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第4章 会長、副会長、顧問、役員、評議員及び職員

(会長等)

第15条 この法人に、会長1名、副会長1名及び顧問2名を置くことができる。

2 会長、副会長及び顧問は、評議員会で選出し、理事長が委嘱する。

3 会長は、この寄附行為に定める事項を行うほか、この法人の運営につき、理事長の相談に応じ、又は必要な事項について理事会に対し助言する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行し、又はその職務を行う。

5 顧問は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(役員)

第16条 この法人には次の役員を置く。

一 理事6名又は7名(うち理事長1名、常務理事1名又は2名)

二 監事2名又は3名

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は評議員会で選任し、理事は互選により理事長及び常務理事を定める。

(理事の職務)

第18条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事する。

第19条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第20条 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期及び解任)

第21条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員で就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

4 役員が、この法人の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事由のある場合は、その任期中であっても理事現数及び評議員現数の各々の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第22条 役員は有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員の選出)

第23条 この法人に、評議員8名又は9名を置く。

2 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、役員を兼ねることはできない。

5 評議員には、第21条の規定を準用する。この場合において、同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第24条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し必要と認める事項について助言する。

(事務局及び職員)

第25条 この法人の事務を処理するため、職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は有給とする。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第26条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第28条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 事業計画及び収支予算についての事項

二 事業報告及び収支決算についての事項

三 基本財産についての事項

四 長期借入金についての事項

五 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての事項

六 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

2 前2条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、前2条中「理事会」、「理事」及び「理事長」とあるのは、それぞれ「評議員会」、「評議員」及び「会長」と読み替えるものとする。

(議事録)

第29条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者代表2名が署名押印の上これを保存する。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、か

つ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第31条 この法人を解散しようとするときは、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第32条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附する。

第7章 補則

(書類及び帳簿の備付等)

第33条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

一 寄附行為

二 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書

三 財産目録

四 資産台帳及び負債台帳

五 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

六 理事会及び評議員会の議事に関する書類

七 官公署往復書類

八 収支予算書及び事業計画書

九 収支計算書及び事業報告書

十 貸借対照表

十一 正味財産増減計算書

十二 その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第12号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号及び第3号の書類、同項第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第34条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この寄附行為は昭和32年8月1日より改正施行する。

2 この寄附行為は昭和37年2月1日より改正施行する。

3 この寄附行為は昭和40年5月6日より改正施行する。

4 この寄附行為は昭和43年7月18日より改正施行する。

5 この寄附行為は昭和51年1月19日より改正施行する

6 この寄附行為は昭和56年2月5日より改正施行する。

- 7 この寄附行為は昭和59年6月28日より改正施行する。
- 8 この寄附行為は平成11年6月16日より改正施行する。
- 9 この寄附行為は平成13年1月1日より改正施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年12月17日から施行する。